

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 10 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24520810

研究課題名(和文) 亀鈕印の分析に基づく漢王朝による諸地域制度の統合に関する研究

研究課題名(英文) Unification of Sub-Regional Systems by the Han Dynasty Viewed through Analysis of Seals with Turtle-Shaped Knob

研究代表者

阿部 幸信 (ABE, YUKINOBU)

中央大学・文学部・教授

研究者番号：60346731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、亀鈕印の形状分析をとおして、漢王朝による諸地域制度の統合過程を検討したものである。結果として、漢の亀鈕印は戦国楚の文化的影響を受けたものであり、前漢武帝期に正式に制度化され、亀を臣下の象徴とする思想とともに、前漢末に造形形式が固められていったことが明らかになった。武帝期以降の漢王朝は、楚に代表される南方の文化をも取り入れながら、秦とは異なる新しい制度を創りあげていったのである。

研究成果の概要(英文)：This study aims to consider the process of unification of sub-regional systems by the Han dynasty from the angle of official seal systems, especially a system of turtle-shaped seal knobs. Turtle-shaped knobs of the Han derived their origin from the Chu culture. They were formally adopted into the official seal system of the Han under the reign of Wu-di. In the 1st century BC, a form of turtle-shaped knob was completed under the influence of the idea of a turtle as the emblems of the way of a loyal subject. The Han dynasty established its new original systems by naturalizing sub-regional cultures and systems in this way.

研究分野：中国古代史

キーワード：亀鈕 漢印 地域性 南方文化

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 公印について

前近代の中国には、王朝が諸侯や官僚を封建・任命する際、対象者に印章を賜与する習慣が存在した。こうした印章を、個人が自製する印章(私印)と区別して、官印または公印と称する。公印は材質(白玉・金・銀・銅)や呼称(璽・章・印など)その他の手段によって格式分けされており、文書の発信元を明らかにする道具であると同時に、所持する人物の地位の高下を示す位階標識としても機能していた。

公印が出現するのは、官僚制度が整備され文書行政が確立された戦国時代のことである。他の諸制度同様、戦国時代の公印制度は国ごとに大きく異なっており、それがひとつの一貫した制度にまとめあげられたのは、漢王朝(紀元前3世紀末～紀元3世紀はじめ)の時代であると考えられている。

### (2) 漢代の公印制度をめぐる研究動向

かつては漢王朝の創始とともに公印の制度が整えられたように考えられていたが、漢王朝初期における皇帝と功臣の共同統治体制(李開元『漢帝国の成立と劉邦集団 軍功受益階層の研究』、汲古書院、2000、ほか)や諸制度の地域的多様性に対する認識が深まるにつれ、公印の制度の確立を漢代初期に求めることは難しくなってきた。そのような研究状況をふまえ、研究代表者は、逆に「公印の制度がいつ統一されたか」を考えることによって、漢王朝による諸地域制度の一元化のプロセスを探ることができるのではないかと考え、一定の成果を収めてきた(阿部幸信「漢帝国の内臣 外臣構造形成過程に関する一試論 主に印綬制度よりみたる」、『歴史学研究』784、2004、「皇帝六璽の成立」、『中国出土資料研究』8、2004、ほか)。そこでわかったことは、漢王朝の公印制度が『漢書』などの伝世文献に書かれているような内容に固定されていったのは漢武帝期(前2世紀半ば～前1世紀初頭)から前漢末(前1世紀後半)にかけてのことであるが、その時期は明確には特定しがたい、ということであった。

### (3) 公印の鈕に関する研究動向

公印の「格式分け」の手段として、材質とともに目を引くのが、印のつまみ(鈕)の形状である。漢代において、高位の者が帯びる印章は動物の形の鈕をもつのが通例であり、虎鈕(皇帝・皇后)・亀鈕(諸侯王・列侯など封建諸侯と銀印以上の高級官僚)・蛇鈕(東方・南方の異民族)・駱駝鈕(西方・北方の異民族)の4種の鈕が知られている。このうち蛇鈕については、「漢委奴國王」金印(福岡市博物館蔵)との関連から研究が多く、賜与対象となる地域の蛇信仰との関係を指摘する説(国分直一「蛇鈕の印をめぐる問題」、『えとのす』11、1979、ほか)や、漢武帝による南越征服を契機に南越から流入した制

度であるとの説(吉開将人「印からみた南越世界 嶺南古璽印考」、『東洋文化研究所紀要』〔東京大学東洋文化研究所〕136・137・139、1998～2000年)などが提起されている。

一方、蛇鈕以外の動物意匠鈕については、遺例が蛇鈕よりも圧倒的に多いにもかかわらず、本研究の開始時点において、それらの動物意匠がもつ意味や、その形状分析を本格的に試みた事例はほとんど存在しなかった。そうした現状に鑑みて着想されたのが、本研究課題である。

## 2. 研究の目的

### (1) 直接の目的

本研究課題は、国内の臣下に与えられ漢の印鈕制度の中核をなした亀鈕印に注目し、その遺例の分析をとおして、漢王朝による公印制度の確立時期の特定を試みることを直接の目的とする。

上述のとおり、亀鈕についてはそれを専門的に扱った論考がほとんど存在しない。よって、亀鈕がいつどこでどのようにして出現し、さまざまな諸地域制度のなかでどのように展開し、それがいつどのようにして統一された規格となったのかについては、はっきりしたことはわかっていない。そのすべてを明らかにすることはできないまでも、亀鈕のたどった歴史を(蛇鈕と同程度に)具体化し、それが漢王朝の公印制度の中に位置づけられるに至った過程を検討するというのが、本研究の目指すところである。

### (2) 最終的な目的

本研究課題が漢王朝の公印制度について考えるのは、単に中国のある時代の印章の制度の細部を知るためではない。その究極的な意図は、「『公印の制度がいつ統一されたか』を考えることによって、漢王朝による諸地域制度の一元化のプロセスを探る」ところにある。これは、いわゆる「中国」が形成されてきた歴史的過程を推しはかるための作業でもある。

漢代は、「中国」が事実上はじめて政治的に統一され、「中国」としてのアイデンティティを獲得した時代にあたる(阿部幸信「武帝期・前漢末における国家秩序の再編と対匈奴関係」、『早期中国史研究』1、2009)。つまり、「中国」の原型は漢王朝によって創られたと言っても過言ではない。国内外を問わず、昨今の漢代史研究においては、その「統一」がなされた具体的な道筋について考えることが、ひとつの共通課題となりつつある。本研究課題は、そうした学会全体の大きな動向に呼応するものである。

## 3. 研究の方法

### (1) 全体的な作業

漢代亀鈕印の遺物について、製作地・製作時期を可能な限り絞りこんだうえで、年代順に排列することを目指した。年代の特定には、

出土遺物の場合は出土情報、伝世印の場合は印文に記された官職名や地名などを手がかりとした。

また、博物館・美術館での調査と並行して、現地の遺跡にも赴き、印章の出土地を実際に確認するなどして、幅広い角度から諸地域文化の様相を検討した。

## (2) データ蒐集の方法

遺物のデータ蒐集には、主に以下の2つの手段を用いた。

### 既存の図録本や印譜の活用

図録本は、王人聡『新出歴代璽印集録』(香港中文大学文物館、1982)・『中華五千年文物集刊』璽印編(中華五千年文物集刊編輯委員会、1985)・『中国美術全集』書法篆刻編7「璽印篆刻」(上海書画出版社・上海人民美術出版社、1989)などの総合的なものから、博物館・美術館の蔵印図録まで多数刊行されている。単に遺例を集めるのに役立つだけでなく、写真が附されていることから、鈕の形状を検討する際にも有益であった。

印譜(印章のカタログ)に関しては、伝統的に印鈕や来歴に関する記録を欠くものが多いため、羅福頤(主編)『秦漢南北朝官印徵存』(文物出版社、1987)のように関連情報を豊富に載せているもののみをとくに選んで用いた。

### 博物館・美術館での調査

書籍に掲載されておらず、実際に現地において閲覧しなければならない遺物は少なくない。また、図録本・印譜では鈕の細部を確認できず、実見による精査を要するケースも多い。そうした事情から、上海博物館・南京博物院・湖北省博物館・大同市博物館・徐州博物館・南越王墓博物館など、各地において20回以上の調査を実施した。その際、状況が許せば、現地の研究者とも積極的に交流して、意見・情報の交換を行った。

## 4. 研究の成果

研究方法はシンプルかつ明確なものであったが、実際に作業に着手してみると、所蔵情報の誤り、来歴の特定困難、現物の破損などさまざまな理由から、作業は難航した。何より、出土情報が確かで年代・地域を確定できるような遺物がさほど多くないことが厳しい制約となった。

しかし、そうした中にありながらも、下記のような成果を挙げることができた。

### (1) 亀鈕の起源

来歴の確かな漢初の亀鈕印には、長沙馬王堆漢墓出土銅印(2個)及び徐州獅子山楚王墓出土銀印(3個、次の写真は徐州市博物館蔵「楚騎尉印」銀印)がある。これらはいずれも亀の甲羅が幅広・扁平で、明確な模様をもち、足が短いという点で共通している。



これらの印に先立つ遺物としては、上海博物館蔵「広平侯印」銀印がある(下の写真)。来歴ははっきりしないものの、印面に「田」字形の

マス目(田字格)が存在することや、文字の特徴などから、戦国秦の印章であると考えられている。ここから、戦国期の秦においてすでに亀鈕の制度が存在し、国内諸侯がその賜与対象のうちに含まれていたことが了解される。

ただし、故宮博物院(北京)には「昌武君印」鼻鈕銅印があるから、戦国秦にお



て諸侯の地位が低下するに従って、そうした制度は消滅に向かったとみるべきである。

この「広平侯印」と上述の漢初の亀鈕印は、亀の甲羅の模様や幅、足の長さなどが明らかに異なっており、同じ系統の印であるとは考えにくい。むしろ、漢初の亀鈕は、幅広で鮮明な模様の甲羅をもつ南越王墓出土「右夫人璽」亀鈕金璽(南京博物院蔵)との類似性が高い。漢初において漢とは別の独立した帝国であった南越国は、戦国楚の諸制度を継承していたことが知られている。漢初の長沙王国・楚王国も、戦国時代には楚の文化圏に含まれていた長江・淮河流域に立地する諸侯国であった。そのことから考えて、長沙王国・楚王国の亀鈕印は秦制を襲ったものではなく、楚制の延長上にあることが強く疑われる。戦国時代において楚と秦のいずれが先に亀鈕印を用いはじめたのかは不明であるが、少なくともその後世に与えた影響力には相違があったものとみなすことができる。

秦系と楚系の亀鈕は、その用法においても差異が認められる。長沙王国・楚王国の亀鈕印は、すべて王族の私印または国内の官僚向けに王国が頒給した印章である。つまり、これらはすべて王国自製の印章であって、漢王朝から与えられたものではない。漢初において諸侯王・列侯に亀鈕印が与えられていた形跡はなく、むしろそれに矛盾する遺例も存在しており(中国国家博物館蔵「淮陽王璽」覆斗鈕玉璽など)当時の漢王朝には諸侯の印章に亀鈕を付すという制度がまだなかったとみるのが妥当である。

### (2) 漢王朝の制度への流入時期

漢の官僚の公印で、漢武帝期を明確に遡る亀鈕印の遺物は存在していないようである。ただし、上海博物館蔵「主爵都尉」鑿金銅印は、その官名から景帝中6（前144）年～武帝太初元（前104）年の期間に製作されたことが確かであり、また上海博物館蔵「中部將軍章」銅印は武帝元狩元（前122）年に置かれた「十二部將軍」との関係が疑われているから、遅くとも武帝期中期には漢の国内において亀鈕印の頒給が開始されていたとみられる。このことは、文献上確認しうる漢王朝の亀鈕の初出が武帝元狩2（前121）年の詔であることと照応している。これまで研究代表者は、この元狩2（前121）年の詔を漢王朝による印章制度統一の宣言と理解し、このときに正式に動物意匠鈕が導入されたと主張してきたが、その仮説が妥当であることが改めて確かめられた。

### (3) 亀鈕印の形式の確立

漢初～武帝期の亀鈕印は、亀の足が印背の四隅に達せず、造形が後世の亀鈕と明らかに異なる。亀の足の位置が四方に広がっていくのは前漢後半期のことであると考えられ、



2015年に江西省の海昏侯墓から出土した「大劉記印」白玉璽(写真)が(公印ではないものの)同様の特徴をもっていることは、この想定を裏づける。

こうした新しい形式によって、亀の足は目立たないものとなっていった。前漢末の制度を伝える書物『漢旧儀』には、亀鈕の亀は臣下としての控えめなありようを象徴したものだと言及があるが、そうした認識は当時進行していた亀鈕の形状変化と関係するのかもしれない。

### (4) 莽新时期における特殊な運用

武帝期以降、後漢末に至るまで、漢の亀鈕印の遺例は、一部の例外を除けば、諸侯・高級官僚と高位の武官に集中している。これは文献の記載ともほぼ一致している。

しかし、漢王朝を一時断絶させた新王朝（莽新、紀元8～23）の時代においては、比較的低位の武官や県の属吏、さらには投降した周辺民族に対しても亀鈕印を賜与した例がある。そうした賜与対象の拡大を反映して、短命な王朝であるにもかかわらず、莽新时期の亀鈕の遺例は、前漢期・後漢期の遺例を合わせた数にほぼ匹敵するほどの数に達している。しかも、官名・地名の分析をとおして、亀鈕の賜与対象拡大が実施された時期も、ある程度特定することができる。この問題は本研究課題の本来の研究対象でなかったこと

もあり、研究期間中には最終的な結論を得ることができなかったが、依然として謎の多い王莽期の実像の一端を解明する可能性をもつものであり、今後さらに研究を推し進めていきたい。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

阿部幸信、西漢時期内外観的変遷：印制的視角、浙江学刊、査読無（依頼有）2014年第3期、2014、5-15

〔学会発表〕(計9件)

阿部幸信、近十年日本学界東漢史研究動態：以青年学者の成果を中心、武漢大学三至九世紀研究所座談会（招待講演）2015年11月15日、武漢大学三至九世紀研究所、武漢（中国）

阿部幸信、兩漢時期内外観暨日本学界西漢史研究動態、広西師範大学歴史文化与旅游学院學術講座（招待講演）2015年11月5日、広西師範大学歴史文化与旅游学院、桂林（中国）

阿部幸信、關於中国中古時代觀、第九届中国中古史青年学者國際會議（國際学会）2015年8月22日、武漢大学歴史学院、武漢（中国）

阿部幸信、西漢時期内外観的変遷：印制的視角、大同市博物館學術講演（招待講演）2015年6月3日、大同市博物館、大同（中国）

阿部幸信、漢初天下秩序考論、中国秦漢史研究会第十四届年會暨國際學術研討会（國際学会）2014年8月16日、成都十八步島酒店、成都（中国）

阿部幸信、周漢間的君臣秩序、「漢晋時期国家与社会」國際學術研討会（國際学会）2014年8月11日、青海師範大学、西寧（中国）

阿部幸信、從官印格式来看漢代“内臣”・“外臣”概念：《西官時期内外観的変遷》補論、「皇帝・单于・土人：中古中国与周边世界」工作坊（國際学会）2014年3月8日、南京大学歴史学系、南京（中国）

阿部幸信、西漢時期内外観的変遷：印制的視角、「出土資料与戦国秦漢社会転型研究」國際學術研討会（國際学会）2013年11月23日、華北飯店、杭州（中国）

阿部幸信、日本所蔵漢代印章和封泥：以諸侯王印・少数民族印为中心、武漢大学簡帛研究中心主催學術講演会（招待講演）2013年3月15日、武漢大学簡帛研究中心、武漢（中国）

〔図書〕(計3件)

童嶺（主編）中西書局、皇帝・单于・土人：中古中国与周边世界、2014、62-66

史林揮塵 紀念方詩銘先生學術論文集編



輯組（編）上海古籍出版社、史林揮塵 紀念方詩銘先生學術論文集、2015、125-146  
中国社会科学院簡帛研究中心・中国社科院秦漢魏晉南北朝史研究室編、未出版（掲載決定・2016年刊行予定）漢晉時期国家与社会、2016、ページ未定

〔産業財産権〕  
出願状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等 なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

阿部 幸信 (ABE, Yukinobu)  
中央大学・文学部・教授  
研究者番号：60346731

(2) 研究分担者 なし  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし  
( )

研究者番号：